

# 生命・自己・モラルティと教育

— 17・18世紀イギリス自殺論争史から —

松 永 幸 子

## はじめに — 「生命」と「教育」のあいだ

生命（いのち）の教育をめぐる言説は、いまや溢れている。学習指導要領が「生命に対する畏敬の念を育てること」<sup>1)</sup>を目標にし、それが生活科や道徳教育などの課題として正面きって据えられているのはもちろん、その背景にある、尊厳死問題や少年事件などをめぐる言説の数々（「殺してはならない」）。しかも、それらは一様に、『心のノート』の配布にみられるように「心理主義」化し、また自己を超える生命の「尊厳」を暗黙裡に主張しているかのようである。

なるほど、たしかに教育の原義が生（命）を養い育むことにあるのであってみれば<sup>2)</sup>、教育それ自体が「生命の養い」として論じられるのは当然であるとはいえ、しかしそれもいかなる「生命の養い」かが次に問われなければならないものであり、また、「生命に対する畏敬の念を教育する」ことはそれとは自ずから位相を異にするものであろう。

それにまた、今日の生命と教育をめぐる言説の氾濫は、ミシェル・フーコーのいわゆる「生・権力（bio-pouvoir）」の横溢を物語るようでもある。周知のように、「生-権力」とは「生きさせる権力（pouvoir de faire vivre）」<sup>3)</sup>である。「今や、生に対して、その展開の全ての局面に対して、権力はその掌握を確立する」<sup>4)</sup>。

その「生-権力」にとって、しかし、「死は権力の限界であり、権力の手には捉えられぬ時点である。死は人間存在の最も秘密な点、最も『私的な』点である。」<sup>5)</sup>、とフーコーは言う。そこでフーコーは即座に自殺に言及して、次のように言う。

自殺が一つは罪であった、というのも、地上世界の君主であれ彼岸の君主であれ、君主だけが行使する権利のあった死に対する権利を、まさに彼から不当に奪う一つのやり方であったからだ

が19世紀に、社会学的分析の場に入った最初の行動の一つであったというのは驚くに当たらない。それは、生に対して行使される権力の境界（frontiere）にあって、その間隙にあって、死ぬことに対する個人的で私的な権利を出現させたのだ。<sup>6)</sup>

もとより、ここで「社会学的分析」と呼ばれているのはあのエミール・デュルケームの『自殺論』であり、それは「生-権力」社会にとって自殺が「権力のフロンティア」に位置づくが故に無自覚的であれ危機意識に基いて「社会にとっての驚き」の対象になったのだということである。デュルケームのその社会学的分析は、自殺を「個人的で私的な」もの（＝「間隙」）ではなく、社会的規則的なものへと解消することで自殺を「生-権力」にとって対処可能なものへと繰り込むことが企図されたのだが、しかし、ここで明らかなことは次の二点である。

第一に、生をめぐる言説（権力）は、その限界点に位置する死をめぐる、とりわけ自己と死が同時に問題になる「自殺」という行為をめぐるその性格を顕わにすること<sup>7)</sup>。そして、第二に、フーコーは自殺への社会的な「驚き」を19世紀の社会学に代表させて指摘したのだが、しかし、その「驚き」とそれに起因する論争的言説はそれより以前、17・18世紀に隆盛を極めていたということである。

フーコー自身、既に『狂気の歴史』においては、フランスにおいて自殺未遂が洗神として死刑となる犯罪から、「魂の無秩序」として位置づけられ、自殺未遂者が監禁されるに至る経緯を指して、以下のように指摘していた。

自殺行為がもっていた洗神という意味が、非理性（déraison）という中性的な領域へ結びつけられるようになる。自殺行為を制裁する監禁制度は、その行為から、神の冒瀆にかんするあらゆる

る意味をとり除くのであり、しかも、その行為を道徳的行為と規定することによって、それを一つの心理学の分野のなかへ次第に導くようになるだろう<sup>8)</sup>。

的確な指摘だとはいえそれも詳細な歴史分析の上でなされたものとはいいい難く、またフランス以上に、「自殺大国」と呼ばれたイギリスで、17・18世紀、自殺論争が華々しく戦わされていたことには殆ど顧慮が払われなかったように思われる。

そこで本稿では、17・18世紀イギリスのこの自殺論争の展開をさしあたり自殺擁護論と自殺批判・防止論について材をとって、生命 (Life) と教育 (education) が繋がる過程を照らし出してみたい。生命と教育のあいだには、しかし、自己 (Self) とモラルティ (Morality) の概念が媒介として重要な役割を果たすであろう。それら諸概念のある種の構造がどのように誕生し、あるいは情念や狂気との関連で展開されてきたか。それを、近世イギリスにおける自殺論争の展開の流れに沿って抽出することを試みる。

## I. 「自己保存」としての自殺 — 自殺擁護論における「自己」と「生命」

### (a) 「自己保存 (Self-Preservation)」という概念

『オックスフォード英語辞典』によれば、再帰代名詞ではなく名詞としてしかも内面的自己としての意味での〈自己 (Self)〉が初めて現れるのは、1595年、エドモンド・スペンサー (1552-1599) によるソネット『アモレッティ (Amoretti)』においてであると目されている。それまでは、self といえば“yo ur selfe”, “it selfe”といった再帰代名詞としてのなどの用法が主であったようであり、このスペンサーのソネットにおいても、再帰代名詞としてのselfは散見される。しかし、たしかにスペンサーのソネットにおいて次の詩文が見られるのである。

and in my selfe, my inward selfe I meane, 「そして私自身、つまり、私の内なる自己において」の〈自己 (Self)〉である。

このスペンサーによる〈自己 (Self)〉の使用から十数年後には、〈自己 (Self)〉とは何であるかを、

まさに自殺をめぐる問いかける1冊の著書が完成された。英国国教会牧師であり (後にセントポール寺院首席司祭)、詩人でもあったジョン・ダン (1573-1631) による『ビアタナトス (Biathanatos)』(1647年、但し1607-1608年の間に執筆完了) である。

アウグスティヌス、トマス・アクィナスらの自殺批判論を経て、17世紀前半までイギリスでは自殺は殺人であり、大罪であると自明視されていた。そのような時代の最中であって、このダンの著書は最初の自殺擁護論として登場した。しかも、その自殺擁護の論点は、〈自己 (Self)〉保存のためには自殺は認められる、というものだった。これは、一瞬人を驚かせるかもしれない。

というのも、刊行された順で言えば『ビアタナトス』の前に、イギリス初の体系的自殺論としてジョン・シム『自殺に対抗する生命の保存 (Lifes Preservative against Self-Killing)』(1637年)がある<sup>9)</sup>。これは基本的には自殺批判論の立場をとりつつ、罪とはならない「免責される自殺 (例外的自殺)」についても詳細に取り上げ、身体に対する養生法も提示するなど全体的に生命を保存するための技法を呈するものとなっている。その著作タイトルに見られるように、自殺とはまさに“Self-Killing”、〈自己 (Self)〉を殺す行為なのであり、生命の保存に反する行為にほかならないと思われるからである。

あるいはまた、後に刊行されたトマス・ホブズの『リヴァイアサン』(1651年)を想起すれば、これは、自然権としての「自己保存」を基礎にして市民社会を構想したものとして、有名なものである。その『リヴァイアサン』において、ホブズは実は自殺そのものには否定的な立場をとっていたのである<sup>10)</sup>。ここでは、自殺は「自己保存」に反する行為と考えられている。したがって、「自己保存」という概念が自殺擁護の強力な主張を構成していた—「自己保存としての自殺」が有り得る—という主張に、一瞬驚きや意外性を覚えるのも仕方のないことであろう。

しかしながら、少々先回りして言えば、〈自己保存 (Self-preservation)〉という概念は実はダンによる造語なのであり<sup>11)</sup>、〈自己保存 (Self-preservation)〉概念はそもそもその発生において自殺擁護論の基礎概念なのである。順を追って見ていこう。

ダン『ビアタナトス』は、実際には1607-1608年の間には完成されていたが、ダン自身の強い希望に

より、生前は出版されなかった。

私は、苦悩の渦中にあるときはいつでも、自分の牢獄の鍵は自分自身の手を持っていて、自分の剣以外に私の心を救ってくれるものはない、と思うのだ<sup>12)</sup>。

このような前書きで始まる本著は、「自殺は決して例外なくただちに罪だというわけではない、という逆説あるいは命題の宣言書。この行為により侵害されると思われている全ての法の本質と範囲の入念な検証を含む」という長い副題を持つ。

本著書において、膨大な古人の言を引用しつつ、ダンが最も主張しようと試みたことは、「全ての自殺が必ずしも罪であるというわけではない」、ということであった。たとえば、自殺は常に絶望から生じるゆえ罪だとみなされているが、全ての絶望が罪というわけではない。例として、懲治や断食によって身体を鍛錬しようと努力した者が、肉欲 (Stimulum Carnis) が取り扱われずに絶望し、この肉欲を消し去るために自殺した場合を挙げる。この絶望の「結果」は悪かもしれないが、その原因はダンによれば必ずしもそうではない<sup>13)</sup>。

こうして全ての自殺が必ずしも罪だということではないということを論証すべく、ダンは、自然法 (The Law of Nature)、理性の法 (The Law of Reason)、神の法 (The Law of God) の三法から自殺を検証するのだが、そのうち自然法についての論を取り上げよう。ダンによれば、自然法に反しているとして非難されることがらは、そもそも自然法の理解自体に問題があるのである。トマス・アクィナス等の自然法の理解は内向的で保守的であると批判される。たとえば、かつて聖パウロは、短髪であるのが自然 (Natural) であると語った。当時のギリシャではそれが慣習だったからだ。しかし、ローマではそれは失礼な行為だと見なされていた。このように、「自然」とは時代、人種によって変化するものである。にもかかわらず、これまで自殺は自然法に反するもので罪だと見なされてきた。「自分を保存する (Preserve oneself) こと」が自然法の原理だ、という理由からだ。しかし、自然の基本は変化せずとも機能は変わり、また、どのような法も、不変の第一原理ではなく、その基礎に理性を前提としており、その理性は全てにおいて不変ではない。ダンは、この意味で個人こそが「彼自身の皇帝 (Emperor of

himselfe)」なのである、という<sup>14)</sup>。

ここでダンは、それまで存在していた「自分を保存する (Preserve oneself)」という表現を名詞化<sup>15)</sup>して <自己保存 (Self-preservation)> なる造語を自然法の基礎に据え直す。この名詞化された <自己保存> は、産みの親ダンにより、善への自然な情動と嗜好それ自体を体現するものとしてここに誕生した。そうであるならば、たとえば殉死の場合、身体は消滅しても、殉死への熱望こそが、自己保存なのである。自殺によって <自己> なるものが保存される。このように、善を信じ希求した自殺であれば自然法に反しているとは言えない、とダンは主張する<sup>16)</sup>。ここでは、伝統的な自殺批判論が前提とした「自分を保存する (Preserve oneself)」という観念は、その名詞化にともない、また oneself という再帰代名詞的用法から Self を切り離し独立させつつ自殺を擁護する <自己保存> 概念へと動員し直されている。この「自己保存」はのちにホプズによってその意味を変更、限定され、近代市民社会の基礎に据えられることになる<sup>17)</sup>。そこでは自殺は自然法に反するものとして否定されることになる<sup>18)</sup>。しかし、<自己保存> という語彙の生成においては、つまりダンにとっては、<自己保存> はむしろ自殺を擁護するものであり、たとえばシムのようにただちに「生命の保存」に置き換えられ得るものではもはやなかったのである。ダンにあっては、自殺という行為は、この世での人生を放棄することによる次の世での至福への熱望なのでもあり<sup>19)</sup>、保存さるべき <自己 (Self)> とは単なる生命体ではなく、限りない善を追求する <自己> を体現したものであった。

さて、ダン『ビアナタス』が出版されてしばらく後、このダンの <自己保存> 論を継承し、さらに強力に肯定する論が現れた。医師であり聖職者、かつ哲学者でもあるウォルター・チャールトン (Walter Charleton, 1619-1707) による『エピクロスモラル』(1655年) である。チャールトンはチャールズ一世の侍医であり、またトマス・ホプズの友人でもあった<sup>20)</sup>。エピクロスの信奉者であったチャールトンは、その序文「エピクロスのための弁明」において、耐え難い苦痛の中では自殺は英雄的行為である、とするエピクロスの自殺観について共感を示し、自殺について論じるのである<sup>21)</sup>。

じつは、“suicide” という語はこのチャールトンによる造語であるといわれている。それは1651年頃に、

彼がラテン語で著したペトロニウスの逸話を再生したもののなかで登場しているのだという<sup>22)</sup>。それはこれもまたもやダンによる造語“Self-homicide”から発案されたのではないかと見られている。“suicide”という言葉は、「自己」の殺人というイメージをあからさまに有する“Self-murder”に代えて、自殺の犯罪性を中性化させるために、出現したものである。

チャールトンは、まず自然法と自己保存について論じていく。自然法の教訓 (precept) が、元来悪を避け善を追求するところにあるならば、人は耐えがたい消沈とすべての希望を失ったときには自分自身の生命を取り去ることによって、その途方もない悪から自分自身を解き放ち、心地よく静かな善を探求するものである、という。そして以下のように続ける。

われわれが自己保存（これは一般にすべての人が自然法の基本と認めているところであるが）を善としての生への自然な愛着や生来の愛情にほかならないものであると解釈するとき、生が善であることを止め、悪へと墮落し、よく人に起こるように身体的に人を苦しめたり、心を非常に不満足にしたり、（その双方にさらに絶望的な苦悩が増加したり）希望と慰めのすべての星が暗い絶望の西のかなたに沈んだとき、なぜ同時にその法への義務も終わるべきではないのか？ いや、むしろなぜそのような場合、自己保存の法の全き完遂 (absolute accomplishment of the Law of Self-Preservation) として自殺をしてはならないのか。われわれがこのような手段を用いるとき、それはわれわれの保存を最大の悪から救い導かんとする法の意に従って余儀なくさせられている、ということとは明らかなことなのである<sup>23)</sup>。

すなわち、善の希求と悪の排除を自然法の中核概念とするならば、その基本であるはずの自己保存の法も当然それに従うはずのものである。人生が悪により占領されそうになれば、善を求め、悪を回避するこの自己保存法の基本的傾向により、人は自らの生を放棄する。これは、ダンの論を踏襲するものではあるが、これを「自己保存の完成体としての自殺」としてさらに直接的且つ大胆に再生させたものである。

そのほか、チャールトンはストア派でも自殺が容認されていたことや、アウグスティヌスが『神の国』においてテオプロトウスの自殺について、度量が大きかったためにことさらに死を選び、生の甘美な絆を断ち切ったのだ、とする言を引用し、自殺の合法性を続けて主張している<sup>24)</sup>。

ダンによって撒かれた＜自己保存＞としての自殺という種子は、このように静かにしかし確実に芽吹いていった。

## (b) 「私自身こそが私の王である」—「愛の情念は麗し」(ギルドン)

ダンの自殺論は、出版されて30年ほど後、文学者チャールズ・ブラウント (Charles Blount, 1654-1693) によって高い評価を得ることになる。ブラウントはその著書『フィロストラトス』(1680年)の中で、『ピアタナトス』の内容を紹介し、これは全く弱点のない議論で自殺の合法性を立証した素晴らしい書である、と絶賛した<sup>25)</sup>。その後、ブラウントは自らの命を断った<sup>26)</sup>。

ブラウントの文学仲間であったチャールズ・ギルドン (Charles Gildon, 1665-1724) は、ブラウントの死後、その遺稿集を出版する。そこでギルドンが著した序文「この著者の生と死について」において、ギルドンはブラウントの自殺を擁護したのである。1695年のことであった。これまでの研究では、ギルドンはさほど注目されておらず、その擁護論の主旨が簡潔に要約する程度に留められている。たしかに、最初に自殺擁護論を著したのはジョン・ダンであった。しかし、ダンの自殺論、そして後発のヒュームの自殺論ともに本人たちの死後出版されたことに鑑みれば、ギルドンは、生者にして正面切って自殺を擁護した最初の人物であったといえる<sup>27)</sup>。そして、彼の擁護論を契機に自殺論争が激化し、イギリスにおける自殺思想が新たな局面を迎えるに至った<sup>28)</sup>ことから、注目に値する人物なのである。

ギルドンは、「ブラウントの死について、その動機、あるいは行動を非難する人がいるが、私はその両方において、彼は正義であると思う。」と宣言する<sup>29)</sup>。そして、まず最初に、ダンとチャールトンによって語られてきた自己保存論が登場するのである。ギルドンは自殺批判の第一の理由となっている自然法、自己保存の法則にはさまざまな限界や「例外」があると設定する。たとえば戦争時に、自己保存よ

りも公共善を優先して犠牲になった人々などが「例外」に相当する。人生はわれわれが判断し、欲することのできる全ての善なるものの母なのであり、自己保存の第一の原理は、人生において判断された善を基盤としているのである。よって、ブラウントは、永続する悪の中で失望し、ただ自然と理性の教訓に従っただけなのである、という。これはまさに前述したチャルトンによって「自己保存の法の全き完遂としての自殺」と確認されたものである。そしてこう続ける。

人間は生来自由であり、自分自身の指揮者なのである。そのため、自分の好む居住地を選択する自由を有している。どのような政府に対しても、人は同意する、または拒絶する自由と権力を有しているのだ。ある特定の政治体制から離れるように、私にはこの世から私自身を取り去る権利があるのだ。この点において、全ての人は、アマンザー（Amanzor）がボーデルン（Boabdelin）に言ったように、「I my self am King of Me.」（「私自身こそが私の王」）なのである。このように、自殺は犯罪とはほど遠いものなのである<sup>30</sup>。

すでに見たように、ダンは「個人こそが自分自身の皇帝である」としていたが、ここでギルドンにより再度「私自身こそが私の王なのである」と声高に叫ばれることになる。こうしてギルドンは、自己保存論に加え、自己所有権を主張したのだった。

次にギルドンは、「愛の情念（Love Passion）」について述べる。これには必然的な理由があった。というのも、ブラウントの自殺の理由は、妻の死後その妹に恋をし求婚したが拒絶されたためという、すなわち恋愛を原因としたものだったからである<sup>31</sup>。ギルドンは言う。

愛の情念を理性への反逆者だと罵る人はモラリティ（Morality）や正義（Justice）に欠けている。愚かなストア学派はただ、愛や自然の情念に従うぐらいなら、名誉心の奴隷になることを選択した。自然の叡智（Wisdom of Nature）は、身体（body）、ましてや心（mind）のメカニズムに余分なものを与えない。それゆえ、情念は使用されるために与えられた。理性は情念を緩和し、方向づけるためにあるという者がいるが、私は、理性は情念の

動機を判定する最初の指揮者であると思う。情念の動機は、愛と憎悪を両親に持っているのであるが、その動機のうち、愛は善に、憎悪は悪に適用されるのだ。そして情念たちは、拘束されずに、力を発揮できるように放置される。なぜなら、善はどんなに愛しても愛されすぎることではなく、悪はそれに値する以上に憎まれることはないからである<sup>32</sup>。

ここでは人間の情念がその存在の善悪に関わらず肯定されている。すなわち、愛と憎悪という両親から生まれた情念はどんなに愛したり、あるいは憎もうとも、度を越して拡大されることはなく、それゆえ存分に力を発揮できるように放置されるべきものなのである。なかでも特に愛の情念についてギルドンは言う。

若い人の恋は一般的に善であり、美（BEAUTY）に基づいているのだ。それゆえ、互いに所有したり、あるいは猥褻や、媚態、売春の中で、美が失われるのがわかると消滅するのだ。成長した人間が愛の対象を注視するとき、第一の動機として美があるが、叡智、慎慮（Prudence）、名誉、美德、良い気質（good humour）などのいくつかの要素が混ざり合い、それを理性的で永続する基盤にしている。このような対象が確認されたとき、理性はそれが愛されるべき善であるということをもはや疑わない。そして理性は、その情念を弱めるかわりに、それを自分の制御を越えるまでに強めるのである。それゆえ、われわれはそのように恋する人は、叡智の恋人であり、その法則に従っている哲学者だということを知るのである。ブラウントはそのような人である<sup>33</sup>。

この論述において、ギルドンは「美」という語を“BEAUTY”と、全ての箇所、わざわざ全ての文字を大文字で著している。ここにギルドンの、愛の情念の「美麗性」を強調する姿勢が窺える。自殺を公然と容認してきたストア派さえも、批判的例として俎上にのせられているのは、彼らが情念（Passion）を排し、情念に乱されない状態を賢者の理想として提唱していたからにほかならない。これに対しギルドンにあっては、情念、なにかんずく愛の情念を動機とする自殺が称揚される。ギルドンは断

言する。

情念の女王 (the Queen of the passions) である愛こそは、侮蔑さるべきどころか、自殺の高貴な動機であることは間違いないのである<sup>34)</sup>。

このように、ギルドンは人間情念の存在を肯定的に捉え、特にその抑制の必要性はないこと、情念は奔放に生かされるべきことを主張する。また、愛を情念の女王と位置づけ、それが自殺の高尚な動機であるとさえしているのである。

『ピアタナトス』が執筆されてから90年、約1世紀経過していたこの頃は、自殺者の検視判定で「自己殺害 (felo de se)」(=大罪) とされるケースが減少し始めた時期であった<sup>35)</sup>。この時期に、ダン、チャールトンらの論点にさらに美しき人間情念の肯定という擁護点を附加したかたちで、ギルドンの擁護論は繰り広げられた。この後、自殺の擁護論者としてはデイビッド・ヒュームらが登場してくる。こうして自殺、ひいては生をめぐる議論へと繋がる導火線に火がつけられたのである。

## II. 情念の統制とモラル的人間の育成を — 自殺批判論者らによる自殺防止論

### (a) ジョン・アダムス『自殺論』— 「自己保存」 ・「モラル的狂気」・ホップズ批判

18世紀イギリスにおける自殺防止論の展開の基点は、1700年、英国国教会牧師ジョン・アダムス (John Adams, 1662-1720) による総括的な自殺批判論である『自殺論』<sup>36)</sup> にもとめられる。イートン校を卒業したアダムスは、この著作により、ウィリアム王とアン女王付きの牧師となり、やがてはキングズカレッジの学長に昇任したと言われており、当時の代表的な自殺批判論であると考えられる。

そもそも、自殺は、アウグスティヌス、トマス・アクィナスらの自殺批判論を継承して、17世紀前半まで、「大罪」であると自明視されていた。それゆえ自殺者は、およそ「自己殺害 (felo de se)」の罪で、正式な埋葬が許されずまた財産が没収されることになっていたのである。しかし、17世紀前半、英国国教会牧師ジョン・ダンによって、自殺擁護論『ピアタナトス』(1647年) が著され、これに続き、その後、数名の哲学者や文学者らによって、自殺擁

護論が著されるようになってきていた。アダムス『自殺論』執筆最大の目的は、自殺は不法行為であるということの全面的証明により、当時密かに蔓延しつつあった自殺擁護の連鎖を断ち切ることにあった。

アダムスの議論はまず、「人間の生命 (Humane Life)」の「所有権・管理権 (Propriety) あるいは支配権 (Dominion)」の理解をめぐる展開されている<sup>37)</sup>。ダンの自殺擁護論が「個人はその人自身の帝王である。」<sup>38)</sup>を中心命題としており、それに対する論駁のため、生命の所有権とその人間的あり方がまずは論じられねばならないのである。

アダムスによれば、人間の生命とは、理性的な魂と身体 of 自然な結合の結果であり、これは神によって授けられるものである。そして、そうであるならば、人間の生命における所有権は、人間自身ではなく、神こそが有するということなのである。人間が有しているのは、神によって授けられたものの「使用权」のみにすぎず、その絶対的な「所有権」ではない。したがって、生命の持続が神の所有・管理下にあるにもかかわらず、人間が自殺によってそれを中断させるのは、不法行為にほかならない。人間は、自分の生命が確実に危機に瀕したとき、あくまでも「生命の保存の権利 (Right of Preserving Life)」のためにその使用权を行使し生命を賭することができるにすぎず、これは特権というよりむしろ義務なのである<sup>39)</sup>。

こうして、アダムスは、生命の所有権を神に帰し、人間のそれを使用権に限定する。むしろ、人間には「生命の保存の権利」という「義務」が課せられているのである。それゆえ、人間が自らの生命を破壊する力や自由を所有しているということは決してない。

ジョン・ダンは、『ピアタナトス』において、<自己保存 (Self-preservation)> 概念を基礎に、自殺によってこそ<自己>なるものが保存される場合がある、とした。これをうけて、“suicide” という語の産みの親とされるチャールトンは、「自己保存の法の全き完遂としての自殺」を主張していた。人生が悪により占領されそうになれば、善を求め悪を回避する自己保存の法により、人は自らの生を放棄し、自殺によって<自己>を保存するのである。そこでアダムスは、ダンらの「自己保存」論を取り上げその「誤り」を指摘する。

自己保存の法の理性は二つのものを基盤としている。一、神の財産である各人の生命を保存すること。二、それは生命を与えられた理由であるところの目的を考慮しながらなされること<sup>40)</sup>。

「自己保存」で想起されるのは近代市民社会論の基礎にその概念を据えたトマス・ホブズであるが、アダムス自身には、この「自己保存」理解がホブズとは微妙にしかし決定的に異質なものだ、と自覚されていた。それゆえアダムスは、ホブズのいう自己保存を含む自然権 (Right of Nature) の理解こそが、不正行為や卑怯行為の最悪の結果へと道を大きく開いた、とホブズをも激しく非難する。なぜなら、ホブズ『リヴァイアサン』における自然権概念が、きわめて個人主義的・自由主義の様相を呈しており、人間の生命も各人の恣意性に開かれているように思われたからである<sup>41)</sup>。そこでアダムスにあっては、ホブズの個人主義的自然権把握は自殺の原因となり得るとして批判された。

ここには、「自己保存」概念をめぐって、三つ巴の綱引きが展開されている。「自己保存 (Self-Preservation)」という語の産みの親であるとダンらにおいては、「自己保存」は自殺を擁護するための基礎概念である。ホブズはこの点では曖昧であり、自然権としての「自己保存」を基礎にして市民社会を構想し、その自然権把握が個人主義の様相を見せながらも、実は自殺そのものには否定的な立場をとっていた。これに対し、アダムスは両者を批判しつつ、「自己保存」を「生命の保存の権利」と等置し「生命」を神の所有に帰することによって、自殺批判を展開するのである。

「生命の保存の権利」こそが、アダムスにあっては、市民社会の基礎である。どんな統治のもとでも、保護の恩恵を受けているのであれば、人はその社会の保護の維持に努めていく相互の同意 (Consent) を求められる。その同意の主たる内容は、生命の保存なのである。それゆえ、「市民社会における一員としての人間」の行為として判断した場合、自殺は市民社会を破壊するものであるという<sup>42)</sup>。

このように、ダンら自殺擁護論者の諸論点を、主として、生命の「所有権 (Propriety)」の理解をめぐる論点と市民社会・国家論に関する論点を中心軸にして批判し、自殺が不法な行為であることを論じて

きたアダムス『自殺論』は、神にその所有権が帰される人間の生の目的に関するアダムスなりの主張を基調としている。アダムスによれば、人間の生の真の目的とは、「美德 (VIRTUE) によって理性に従うこと」であると結論される<sup>43)</sup>。ここに「モラル的善 (Moral good)」が要請されることになる。「モラル的善」とは、魂 (Soul) と身体 (Body) から成っている人間の生命にあって、「感覚的善 (Sensitive Good)」—生命の健康 (Health) と保存 (Preservation) に関わる感覚的認知—をベースに、魂が心 (Mind) の統制と改良を行う事態を指す<sup>44)</sup>。それによって人は美德 (VIRTUE) を維持できる。アダムスにおいて自殺が不法であるのは、自殺によって、人がその「真の目的」を積極的に放棄し、それを維持する手段を永久に破壊してしまうからなのである<sup>45)</sup>。

自殺擁護の風潮が蔓延することへの聖職者アダムスの危惧は、結局のところ、神への信頼を破壊したり、人間の法の効力を弱めたりすることが、すさまじい情念や野蛮な欲望を野放図にさせてしまうことになる、ということにあるように思われる。これは現在の悲劇であるだけでなく、未来へも感染していくものなのである<sup>46)</sup>、と結論している。

このように「モラル的善」を人間に求めるアダムスの『自殺論』が自殺に批判的なのは、自殺にモラルのレベルでの病を見ているからである。しかし、病とは言っても、それは自殺を安易に「心神喪失 (non compos mentis)」と判定するようになってきた18世紀的風潮とは一線を画し、むしろそれを弾劾するものである。アダムスは、当時の検視官と陪審員に対して憤然と非難を浴びせている。彼ら検視官と陪審員は公正な判断をせず、「自己殺害 (felo de se)」の判決を下せば自殺者を断罪することになると考え、慈悲的に判断している<sup>47)</sup>。だが、全ての自殺者が「心神喪失」であろうはずがない。そもそも、死ぬ前に遺書を残したり、友人に遺言めいたことを言っているのは正気であった証拠であるはずだ<sup>48)</sup>、と。アダムスの用語法では、そうした自殺者は、「生来的狂気 (Natural Madness)」ではなく、「モラル的狂気 (Moral Madness)」に属する。それは大罪にあたるだけでなく、意図的・計画的に法治国家を侵害したことになるのだ。

「モラル的狂気」は、知性 (Understanding) の総合的欠落ではなく、「知性の不適用」を意味するものである。「生来的狂気」と「モラル的狂気」の分

別は、知性が誤って使用されたかどうかではなく、残されている知性があったかどうかにある。本来「狂人 (Mad)」とは「生来の狂気」を指し、おおかたの自殺者の場合「モラル的狂気」であって、これが「心神喪失」として救われることは許しがたい<sup>49)</sup>、というわけである。ましてや、「自己殺害」の判決をくだせば財産は没収されるが、「心神喪失」の判決により相続人に遺産が相続された場合陪審員らは彼ら（遺産相続人）から「心付け」を受け取ることが出来る、という理由で判決が「心神喪失」になるなど論外なのである<sup>50)</sup>。

#### (b) 「狂気」と教育改革論—チャールズ・ムーア

18世紀イギリスにおける自殺防止論の展開の基点たるアダムス『自殺論』においてこうして設定された論点一つつまり、自殺は「自己保存」＝「生命の保存の権利」という自然法に背くものであり、自殺は「モラル的狂気」としてモラルの病とみなされるべきものなのだという一は、18世紀を通じて自明化され、18世紀末になると、自殺と教育 (education) との関係がより直接的に結び付けられて論じられるようになる一つの著作に連なっていく。その全2巻本、計800頁以上から成る、自殺のみを取り扱った大著である総括的な自殺論を著したのが、チャールズ・ムーア (Charles Moore, 1730-1822) であった。『自殺に関する十全なる探求』(1790年)<sup>51)</sup>と題されたこの著書では、ムーアは、特徴的なことに、狂気 (madness) について詳細に論じ、そのうえで、教育 (education) の持つ自殺の抑止力と教育の改善の必要性を強調している。また、ジョン・ダンと、やはり自殺擁護をしたヒューム<sup>52)</sup>が名指して俎上に乗せられ論駁されている。

この論駁の試みにおいてもやはり「自己保存」をめぐる理解が問題とされている。ここではダンの自己保存理解は広義過ぎ、また曖昧であるとして批判される。自己保存とは、決して「自己破壊 (self-destruction)」とは相容れないものなのである<sup>53)</sup>。こう論じ、ムーアはさらに続けて言う。

彼[ダン]が、殉教への熱意は死を通したよりよき善への嗜好にほかならないため自己保存の一つなのだ、と言うとき、彼は自己保存という語を異常で不自然な意味で用いている。なぜなら自己保存とは次の世に関係なく、「この世の生」を存続

させること以外には決して適用されないものだからである<sup>54)</sup>。

ここでは、「自己保存」概念は「この世の生を存続させること」のみに限定されている。

こうしたダン・ヒューム批判を内に含むムーアの著書の主要な関心のひとつとなっていたのが、狂気に関する議論である。ムーアは、狂気 (madness) とはモラルによる導きの欠落した場合 (no Moral guidance) の状態であると定義する。そして、自殺行為そのものが脳の破壊、狂気の頭れだと温情的な人たちは判断する傾向にあるが、狂人であるという診断証明書のある人以外は市民的正義から判断すると有罪である、と指摘する<sup>55)</sup>。これは、言うまでもなく、前節のアダムスと同じく、18世紀における自殺の検視動向、つまり自殺をことごとく「心神喪失 (non compos mentis)」とみなそうとする「温情的」動向を念頭に置いて言われているものである。

ムーアによれば、狂気には二種類、「生来の狂気 (natural madness)」と「意志的狂気 (voluntary madness)」があるという。これは、この直後に彼自身「意志的狂気」を「モラル的狂気 (moral madness)」と言い換えているので、アダムスの自殺論における「生来の狂気」と「モラル的狂気」の分類を踏襲したものと見てよい。

ムーアは、これら二つの狂気には大きな差異がある、と強調する。「生来の狂気」とは、生来理性が欠落している者、あるいは月の変化が人の脳に影響しそれを無秩序 (disorder) にする場合—これは通常 lunatics と呼ばれる一であり、この発作の症状が出ている場合、などである。このような狂気が存在するところでは、そもそも「モラルの主体 (Moral agency)」が欠落しているため罪責は問われないのである。それに比して「モラル的狂気」とは、泥酔など自らの過失によるものや、周期的な lunatics が発作時ではなく平静な合間に行う愚行、などである。ムーアは、モラル的狂気とは、頭 (head) ではなく心 (heart) の狂気である、と定義している<sup>56)</sup>。

このように狂気を二つに分類して規定したうえで、ムーアは、検視の実際の判決では、狂人 (lunacy) でなくても、その行為の瞬間に理性が欠落していた場合は狂人であると判定されていることに対し異議を申し立てる。結局ムーアによれば、「心神喪失」という判決は遺族への温情によるものにほかならず、

この温情がなければ多くの自殺者は「自己殺害」の判決を受けることは間違いない、と断定されるのである<sup>57)</sup>。

おおかたの自殺が「生来的狂気」ではなく「意志的狂気」・「モラル的狂気」と結びついている、とムーアが考えていたことはまちがいない。そのムーアの包括的自殺論の中で、教育と自殺との関係が強調されることになる。

現在の教育 (education) のあり方が、従属的な原因と影響の連鎖を通して、結果として自殺の犯行に及ぶ心性を用意することには大変貢献していることにはまったく疑いの余地はない。教育の装飾的部分が本質なるものを侵害し、堅固と有徳が派手さと見掛け倒しに取って代わられた。精神の資性 (endowment) と心の修養 (cultivation) は身体の外面的な完成と洗練に屈することを強いられ、磨かれた作法は健全なモラルよりもあまりにも一般に好まれるのである。流行の重要性は理性 (reason) に反して熱心に教え込まれ、宗教は名誉の聖堂の前に屈し、世界への恐れは神への恐れを廃棄するために教え込まれるのである<sup>58)</sup>。

このようにムーアは、教育と自殺の連関性を指摘する。身体の外面的育成や優美なマナーのみを教育することを重要視している当時の教育の在りかたが強く非難される。モラルや宗教の欠落した、外的完成を目的とした教育を受けた結果、人はモラル的品性や賞賛の追求に注意を払わなくなってしまうのである<sup>59)</sup>。

このように軽薄で愚劣な教育が (これまで見てきたように) 真摯な思考や堅実な行為の本質の欠如へと導くのだ。これらの必須なものの欠落が取るに足らないことの追求や、浪費や贅沢の習慣を好むように導くのである。これらは、情念を燃え上がらせ、知性 (understanding) の力を弱め、モラルを悪化させ、心 (heart) を腐敗させるのである<sup>60)</sup>。

ムーアが一貫して主張したことは、情念や欲求を知性で制御し、己の利益追求ではなく公共のために碎身し、神への畏怖心をそなえた宗教的モラル的人間を育成する教育の必要性であった。この教育論へ

と収斂するムーアの議論は、自殺の原因をおよそ「モラル的狂気」にもとめる彼の論がもたらしたものであった。自殺防止のためには、モラルティの教育こそが必要なのである。

ムーアと同様、自殺と教育の関係を重視する議論は他にも見られる。たとえば、牧師であるグレゴリー (George Gregory) は、18世紀末に設立されたイギリス初の自殺防止運動体であるロイヤルヒューメイン協会 (Royal Humane Society) での説教『自殺に関する説教』 (1797年)<sup>61)</sup>において、自殺の主要な原因を提示している。その一つ目は不信仰、そして二つ目は教育 (education) であった。そのなかでグレゴリーは、最近の自殺の増加は今日蔓延しつつある間違った教育に原因が認められる、としている。うわべだけで派手な、あるいは軽薄な完成ばかりが、堅実な知 (solid science) や謙遜の美德よりも普遍的に好まれている、と批判するのである<sup>62)</sup>。これはムーアの教育論とほとんど同様である。こうした自殺抑止の方法として教育の改善を進めねばならないとする議論は、その後も続くことになる。18世紀に入り、自殺と教育とを連関させ、「モラル」や狂気との関連で教育のあり方をめぐる議論が徐々に活発化してきた。

## おわりに — 生命を超える「自己」、あるいは自己を超える「生命」

以上、本稿においては、生命と教育をめぐる言説の生成を見定めその歴史的構造を明らかにすべく、生-権力の「フロンティア」に位置する自殺をめぐる言説にスポットライトをあててみた。そのさい、近世イギリスにおける自殺論争に材をとり、自殺擁護論の系譜とそれに対抗する自殺批判論の系譜の分析を進めてきた。

本稿によって明らかにされたことは、第一に、「自己保存 (Self-preservation)」理解が自殺論争における重要な争点、鍵概念の一つとなっていたということである。「自己保存」概念をその基盤に据えて近代市民社会理論を構築したトマス・ホブズは、近代市民社会の基礎に「自己保存」=「生命の保存・維持」という等式を措定していた。それゆえにホブズにおいて、すくなくとも明示的には、自殺は「自己保存」原理に反するものとして否定されていたのであった。

しかしながら実は、「自己保存」という言葉はそもそもまったく別の意味を孕んで誕生したものであった。すなわち、<自己保存 (Selfe-preservation)>という言葉の産みの親であるジョン・ダンがその語を初めて用いたとき、それは善への自然な情動と嗜好それ自体を体現するものにほかならず、自殺擁護の基本概念として成立したものであったのである。ダンにあっては、善を信じ希求した自殺であれば、たとえ身体は消滅しても、<自己>なるものは自殺によって保存される。「自己」とは、ホッブズの場合とは異なり、「生命」を超えたなにかであった。この観念の根底をなしているのは、個人こそが「彼自身の帝王 (Emperor of himselfe)」だという自己把握であった。これは、エピクロス主義者ウォルター・チャルトンにあっては、同様である。

ここで意外にも、ホッブズと自殺擁護論者ダンとのあいだに親和点が生じてくる。ホッブズにあって、自然権はあくまで各個人の自由意志によって行使されるべきと認識されていた。この自然権の個人主義的把握はあたかも「個人が彼自身の帝王」という観念に基づいているかのようであり、この点がホッブズ自身は自殺を否定していたにも拘わらず、批判論者により攻撃される所以であった。失恋により自殺した自殺擁護論者のブラウントが、ホッブズのいう「戦争状態」とそれに伴う結合契約から成る市民社会について一定の理解を示していたのはその例である<sup>65)</sup>。

他方、自殺批判論者たちにあって、「自己保存」は「生命の保存」に限定された。批判論者によれば、人間は「自分自身の帝王」などではなく、人間には、その生命の絶対的所有権を有している創造主から「貸与されている」生命を使用するという使用権のみが認められる。人間にはその生命を維持・保存していく「義務」が課せられているのである。また、「自己保存」とは個人のみではなく、「種の保存」にも該当するものであるとして、個人の判断による自己破壊は禁止される。結局批判論者による「自己保存」は「この世の生の存続」に帰結をみたのであった。

このように擁護論・ホッブズ・批判論三者の錯綜した対立構造の中で、自殺論争は「自己」と「生命」の把握をめぐる進行したのである。

もともと、イギリス初の体系的な自殺論を著したジョン・シムの著書の題目が『自殺に対抗する生命

の保存 (Lifes Preservative against Self-Killing)』(1637年)であったように、自殺批判論者にとっては、保存されるべき対象は自己 (Self) ではなく生命 (Life) という言葉で論じられていた。それが、約10年後に“Selfe-preservation”という語が使われているダンの著書が出版された後は、批判論者もまた、もはやLife-preservationではなく、Self-preservationという言葉を用いて論じていくことになる。ダン、または他の擁護論者たちにとっては、保存 (preserve) されるべき“Self”とは、単なる生命体という枠組みを越えて限りない善を追究する「自己」を体現したものであった。しかし、この“Self”-preservation は、批判論者たちにより「神の管理内でのこの世での生の存続」と規定し直されていく。その過程で批判論者たちにおいて、“Self”も、“Life”と同じく個々人の支配の彼岸 (さしあたり神の支配の領域) へと吸収され、“Life”と等置されてその当初のダンの意味を封印されてしまったのである。ここには、擁護論者と批判論者の「生命を超える自己」か「自己を超える生命」か、の綱引きが如実に見られるように思われる。

第二に、「自己保存」に加え、常に主要な論題とされてきたのが、「狂気 (Madness, Lunacy)」である。これは17世紀末頃から自殺者の検視審判で「心神喪失 (non compos mentis)」とされるケースが増加してきたという事態に伴い、主に批判論者により取り沙汰されるようになった問題である。心神喪失 (狂人) 判定が急増した主な原因として、アダムスら批判論者たちは、自殺者の遺族に対する陪審員の同情、あるいは陪審員の不正 (遺族からの賄賂の受理) を指摘していた。このうえで、狂気には二種類、「生来的狂気 (natural madness)」と「モラル的狂気 (moral madness)」があり、この二つは同じ狂気といえども、罪責性においてはまったく異なるものだ、と強調され始めたのである。イギリス最初の体系的自殺論であるジョン・シムの論 (1637年) には、「モラル的狂気」という言葉は登場しない。17世紀前半当時はまだ自己殺害 (felo de se) の判決が圧倒的であり、心神喪失の判決は殆ど見られなかった。自殺＝犯罪と自明視されていたこの時期に敢えて「狂気」を区別し、モラルの問題として論じる必要などなかったのである。この意味で、この「モラル的狂気」はすぐれて近代的狂気といえるものである。

「モラル的狂気」による自殺は、大罪であり、心

神喪失などではなく自己殺害として嚴重に処罰すべきだと批判論者によって糾弾される。このような批判論者の悲憤慷慨は、自殺はモラル的（意志的）狂気または生来の狂気などいずれにせよ何らかの狂気の具現であるという絶対的な確信を伴いつつ、その矛先を教育（education）へと向けることになった。批判論者にとって、そもそも狂気とは情念（passion）と欲求（appetite）の放縦により生じる。擁護論者にとっては情念はその存在が肯定されたが、批判論者には、情念は狂気の原因として「理性で制御されるべきもの」であるとみなされた。そこで当時の教育のあり方が攻撃的の的としてクローズ・アップされる。ここでは、自殺が「狂気」と結びつけられ、その狂気が「モラル的」問題、つまり教育による矯正可能な事態としてたち現れるに至った様相が浮かび上がってくる。

ここに、精神医学、ないし医学的心理学が重なり合ってくる。というのも、自殺が狂気と結びつけられ、また「生来的狂気」か「モラル的狂気」かの分別が課題とされる場面となれば、精神医学がその力を発揮するかにみえるからである。そして実際、18世紀末、自殺者に対する「心神喪失」判決の全面的勝利とともに、「心神喪失」判定に関与する医学が自殺に対する覇権を掌握し、自殺は医学的領域へと引き取られ、その言説は明らかに「医学化（medicalization）」されることとなったのである。その時点で、自殺批判論・自殺防止論の系譜はこの医学論の系譜と癒着する。生命と教育をめぐる言説は、「モラル的狂気」を媒介に、心理主義化しつつ、モラルとその教育を問うものへと収斂する。

18世紀後半の医師たちは当然のごとく“suicide”という語を使用している。そもそも“suicide”という言葉は、チャールトンが自殺の犯罪的表現を退けその擁護を望んで産み出したはずのものであった。しかしそれはもはや自殺擁護のために使用されることはなく、中性的響きを装ってそこに留まっているのみである。

「自殺は犯罪であるか」という問いをめぐる17世紀イギリスで勃発した自殺論争は、「自己（Self）」とは何かをめぐる、生命や狂気といった議論軸を付加し回転させながら、自殺の医学化、ひいては心理学化へと進行していったのである。だがしかし、この過程に関しての分析については、医学的自殺論の系譜を含め、また別に稿を改めねばならない<sup>64)</sup>。

## 註

- 1) 文部省『高等学校学習指導要領解説 総則編』1999年、東山書房、82頁、など。
- 2) 寺崎弘昭『ヨーロッパ教育関連語彙の系譜に関する基礎的研究』2001-3年度科学研究費補助金研究成果報告書、2004年、参照。
- 3) ミシェル・フーコー『性の歴史 I 一知への意志』渡辺守章訳、新潮社、1986年、175頁
- 4) 同上
- 5) 同上
- 6) 同上、175-176頁
- 7) ちなみに学習指導要領では、「生命に対する畏敬の念を育てることは、生徒の自殺問題を考えるとき、一層重要となる」とされている。（文部省、同上、82頁）
- 8) ミシェル・フーコー『狂気の歴史』田村俣訳、新潮社、1975年、114-115頁。傍点筆者。
- 9) ダンとシムの自殺論の詳細については、拙稿「近世イギリスにおける初期自殺論の特性」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第42巻、2003年、を参照されたい。
- 10) Hobbes, T., *Leviathan*, Cambridge University Press, 1996 (1651), p.91, p.103; 永井道雄訳『リヴァイアサン』、中央公論社、1971年
- 11) Daube, “The Linguistic of Suicide” *Philosophy and Public Affairs*, Princeton University Press, 1972, pp.418-419
- 12) John Donne, *Biathanatos*, Associated University Press, 1984 (1647), p.29
- 13) *ibid.*, p.35
- 14) *ibid.*, p.47
- 15) Daube, *op. cit.*, pp.418-419
- 16) Donne, *op. cit.*, p.48
- 17) Hobbes, *op. cit.*, pp.91-103
- 18) *ibid.*, p.91, p.103
- 19) Donne, *op. cit.*, p.145
- 20) *Dictionary of National Biography on CD-ROM*, Oxford University Press, 1995
- 21) Walter Charleton, *Epicurus's Morals*, London, 1655, pp. A3-a
- 22) Daube, *op. cit.*, pp.421-422
- 23) Charleton, *op. cit.*, pp.d2-d3 傍点筆者、以下同様。
- 24) *ibid.*, pp.d3-e
- 25) Charles Blount, *Philostratos*, London, 1680, pp.154-155

- 26) Sprott, *op. cit.*, p.71
- 27) ブラウントもダンの著書を絶賛し、自殺擁護の姿勢を見せてはいるが、それは250頁に及ぶ作品の中のわずか3頁程度の記述であり、20頁からなる論文のほぼ全体を自殺擁護に充てているギルドンと比較すると、控えめな記述である。
- 28) Sprott, *op. cit.*, p.73
- 29) Gildon, C., 'An Account of the Life and Death of the Author' Blount, C., *The Miscellaneous Works*, London, 1695 (この論文は頁数無記載のため、頁数表記省略。以下同様)
- 30) *ibid.*
- 31) MacDonald, M., & Murphy, T., *Sleepless Souls: Suicide in Early Modern England*, Oxford University Press, 1990, p.150
- 32) Gildon, *op. cit.*
- 33) *ibid.*
- 34) *ibid.*
- 35) MacDonald & Murphy., *op. cit.*
- 36) Adams, J., *An Essay concerning Self-Murder*, London, 1700
- 37) *ibid.*, p.3
- 38) Donne, *op. cit.*, p. 47
- 39) Adams, *op. cit.*, p.10
- 40) *ibid.*, p.75
- 41) *ibid.*, pp.32-33
- 42) *ibid.*, pp.23-25
- 43) *ibid.*, p.17
- 44) *ibid.*, pp.87-88
- 45) *ibid.*, pp.17-19
- 46) *ibid.*, p.302
- 47) *ibid.*, p.126
- 48) *ibid.*, p.126.
- 49) *ibid.*, pp.120-125
- 50) *ibid.*, pp.128-129
- 51) Moore, C., *Full Inquiry into Suicide*, 2 vols., London, 1790
- 52) Hume, D., *Essays on Suicide, and Immortality of the Soul*, London, 1783; 斎藤繁雄他訳『奇蹟論・迷信論・自殺論』法政大学出版局、1985年
- 53) Moore, *op. cit.*, vol.2, London, 1790, pp.12-14
- 54) *ibid.*, p.14、角括弧内筆者
- 55) *ibid.*, vol.1, pp.4-7
- 56) *ibid.*, p.323-331
- 57) *ibid.*, pp.336-337
- 58) *ibid.*, pp.9-10、傍点筆者
- 59) *ibid.*, p.8
- 60) *ibid.*, p.14
- 61) Gregory, G., *A Sermon on Suicide*, London, 1797. この説教は、協会設立20年の記念祭で行われたものであり、設立以来500名以上の自殺未遂者を協会が救出したことが報告されている。
- 62) *ibid.*, pp. 19-20
- 63) Blount, *Philostratus*, pp.150-153
- 64) とりあえず、拙稿修士学位論文『17・18世紀イギリスにおける自殺論の展開—自己保存・狂気・モラルティ—』東京大学大学院教育学研究科、2002年、を参照されたい。